

報告第3号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて（三田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）
国保医療課	国民健康保険税に係る軽減措置を拡充する等とした地方税法施行令等の一部を改正する等の政令が平成28年3月31日に公布、同年4月1日に施行されたことに伴い、当該条例についても早急に改正する必要があるため、同年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。
内 容	<p>【関係法令】 地方税法施行令</p> <p>【改正趣旨】 国民健康保険税の算定について、低所得世帯に対する均等割額及び平等割額の軽減措置があるが、平成28年度の課税分より軽減対象となる世帯所得の基準額を次のとおり引き上げ、軽減対象世帯の拡大を行うもの。</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 2割軽減 基礎控除 33万円 + (47万円⇒48万円) × 被保険者数</p> <p>(2) 5割軽減 基礎控除 33万円 + (26万円⇒26.5万円) × 被保険者数</p> <p>【施行期日】 平成28年4月1日</p>